平成２２年（フ）第１３８２５号
千葉県鴨川市横渚676－６
債務者　徳永　瑛莉
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９１９号
東京都品川区平塚２丁目12－２－409
債務者　佐藤　園子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９２３号
千葉県松戸市五香六実17－９－８－110
債務者　佐藤　郁子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９３３号
神奈川県平塚市中堂７－15－105
債務者　古畑　利和
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９４５号
東京都大田区新蒲田３丁目－28－８－202
債務者　佐藤いくよ
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６０号
横浜市南区井土ケ谷下町36番地５　キヤッスル井土ケ谷202
債務者　鈴木　大介
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１号
沖縄県宜野湾市赤道１丁目４番17－202号　多和田アパート
債務者　片桐　寿乃（旧姓下地）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１３４号
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良79番地　伊波アパート左側
債務者　仲松　恒一
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１１２号
東京都多摩市諏訪１丁目66番地１－804
債務者　山本　武彦
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６０２号
栃木県真岡市下大曽647番地、前住所栃木県真岡市勝瓜239番地３
債務者　神　　英行
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１号
静岡県掛川市下俣842番地　葵荘アパートＡ－10号
債務者　山本　昌**幸**
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
北海道帯広市西20条南５丁目24番13号　20条ハイツ５号
債務者　千葉のぶ子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第２６４２号
神奈川県横浜市旭区中希望が丘244－１－103、開始決定時の住所神奈川県横浜市旭区中希望が丘44－７
破産者　三枝　利徳
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６６７号
神奈川県横浜市青葉区鉄町1049－Ａ－201
破産者　太田　晴義
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８６８号
東京都港区芝４丁目７番１号
破産者　株式会社エイトック
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８５４号
神奈川県足柄上郡開成町中之名34－３、開始決定時の住所静岡県駿東郡小山町菅沼999－19
破産者　宮野　征紀
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０７１号
神奈川県横浜市神奈川区松見町１丁目30－50、住民票上の住所神奈川県横浜市神奈川区神之木町１－１－1003
破産者　林　　義人
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部